

## 川崎中ロータリー・クラブ慶弔規定

- 第1条 本規定は、川崎中ロータリー・クラブが行うクラブ会員、家族に対する慶弔及び見舞に関する事項を定める。ただし、川崎中ロータリー・クラブ細則第11条第8節に定める代理人には適用されない。
- 第2条 本規定に該当しない慶弔時は、その都度理事会にて協議決定する。
- 第3条 この規定による慶弔及び見舞は、該当事項発生の日から1カ月以内に、会員、家族又はその事実を知った他の会員及び家族から、クラブ会長及び幹事に届けのあったものに限り適用する。
- 第4条 緊急にして理事会の決議得る暇のない場合は、会長の裁量によって決定し、実施後速やかに理事会に報告、了承を得るものとする。
- 第5条 慶弔見舞い金等の種類および金額は次のとおりとする。
- (1) 結婚祝  
会員が結婚をした場合は、20,000円のお祝いをする。
  - (2) 受賞等慶事  
会員が、叙勲、褒賞等を受けた場合、その他会員身辺に特に慶事があった場合は、クラブより適宜お祝いをする。但し、お祝いの金品の種類又は金額の決定については、理事会にて協議する。
  - (3) 傷病  
会員が傷病にかかったとき14日以上入院もしくは病床にあるときは、10,000円のお見舞いをする。
  - (4) 逝去  
会員、会員の配偶者、父母が死亡した場合は香典10,000円及び花輪又は生花1基を贈る。
  - (5) 災害  
会員の会社、事務所、自宅が火災その他不慮の災害により、著しい被害を受け、理事会が認めたときお見舞いをする事ができる。
- 第6条 本規定による慶弔金、見舞金はクラブより支出し、返礼は無しとする。
- 第7条 本規定は当クラブと会員間のものであって、会員相互間の慶弔を束縛するものではない。

作成平成14年10月

改正令和8年6月